



令和元年5月20日

練馬区立大泉第六小学校 保健室

## 4月に大六小で発生した感染症

☆溶連菌感染症（1人）、感染性胃腸炎（1人）

近隣の学校では、インフルエンザB型による欠席が多いという情報があります。

また、5月になり溶連菌感染症での欠席が増えてきています。

手洗いうがいをし、予防しましょう。ハンカチ・ティッシュは、ポケットに入っていますか？  
毎日確認をしましょう。



治療証明書の  
提出をお願いします

4月から6月にかけて、健康診断が続きます。学校では病気や異常の疑いがある人すべてに、『受診のすすめ』を渡しています。お知らせをもらったからといって、すぐに異常があったというわけではありません。

もし病気があっても、早くみつければ早く治療を始められます。できるだけ早い受診をお願いいたします。

受診後は、学校まで受診報告書の提出をお願いします。

なお、内科・眼科・耳鼻科につきましては、受診報告書の「水泳の可・否」の確認をしますので、水泳の授業が始まる前 **6/7(金)まで**に提出してくださいますようお願いいたします。

## 練馬区『よい歯のバッチ』について

4月の歯科健診の結果、むし歯がなかった人に「よい歯のバッチ」が練馬区から配布されます。（配布時期は6月の予定です。）なお、歯科健診でむし歯が見つかった場合でも、治療すれば「よい歯のバッチ」がもらえます。

黄色の『「歯科」健康診断結果のお知らせ』をもらった人は、そのままにせず  
に早めに歯医者さんに行くようにしましょう。



## 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

練馬区では、学校管理下での負傷、疾病等に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。学校の管理下で発生した事故による負傷等の医療費、これらの負傷または疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金等が保護者の皆様へ支払われる制度です。

### <手続きの主な流れ>

- ①学校管理下でケガをして病院を受診
- ↓
- ②学校に連絡し、所定の用紙をもらう
- ↓
- ③病院や薬局で書類を書いていただく
- ↓
- ④③の書類を保護者が学校に提出し、学校が練馬区教育委員会に医療費を請求する
- ↓
- ⑤練馬区教育委員会が「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に医療費を請求
- ↓
- ⑥審査後、災害給付の決定練馬区教育委員会から、学校を通じて保護者の口座へ給付

### <請求にあたっての注意点>

- ・治療終了までの合計の診療報酬点数が500点以下の場合、免責事項により給付対象外となります。
- ・災害級を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときには、時効によって消滅します。
- ・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ・同一の災害の傷病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・治療が継続中に、進学や転校などがある場合は、学校間での引き継ぎの手続きが必要になりますので、治療の経過については、随時学校へお知らせください。
- ・子ども医療証を使用された場合は、医療費の1割が保護者の方に給付されます。
- ・書類を提出していただいてから、給付されるまでは通常3～4ヶ月かかります。

・給付金の支給方法は、原則教材費給食費の振り替えで指定した保護者様名義のゆうちょ口座となります。その際、振込手数料65円が保護者様負担となります。

今年度から、変更になった部分です。

学校管理下でけがをして、病院を受診された場合は、保健室へご連絡ください。  
請求に必要な書類と、給付についての詳しいお知らせをお渡しいたします。